

～宮城県外（国内）の医療機関で妊産婦健康診査・乳児一般健康診査・新生児聴覚検査を受ける方へ～

里帰り出産等（県外）で受けた健康診査・検査費用助成のご案内

里帰り出産等で、宮城県外（国内）の医療機関で健康診査・検査を受けたことにより、「丸森町の受診券（助成券）」が使用できず健康診査・検査費用を自己負担した場合は、申請により費用助成を受けることができます。

対象者（下記の①②とも該当する方）

- ①健康診査時に丸森町内に住所を有している方
- ②宮城県外（国内）の医療機関で健康診査・検査を受けた方

対象となる健康診査

- ・妊婦健康診査（14 回分）※多胎児の場合 20 回分
- ・産婦健康診査（産後 2 週間、1 か月）
- ・乳児一般健康診査（生後 2 か月、8～9 か月）
- ・新生児聴覚検査（初回検査、確認検査）

対象となる医療機関

宮城県外（国内）の医療機関

申請の流れ・方法

①受診 宮城県外（国内）の医療機関に「丸森町の受診券（助成券）」を提出し、受診してください。 ※産婦健康診査の場合、受診券（助成券）の実施医療機関記入欄に必ず記入を受けてください。
②支払い（自費） 費用を宮城県外（国内）の医療機関の窓口にて自費で支払い、領収書および明細書、丸森町の受診券（助成券）を受け取ります。
③申請 助成対象となる健康診査・検査終了後に、チラシ裏面の「申請に必要な書類①～⑤」をこども家庭センター（保健センター内）へ提出してください。
④振込 申請内容を審査のうえ、助成上限額と実際の自己負担額を比較して低い方の金額を後日指定銀行口座へ振り込みます。

※複数回健康診査や検査を受けた場合、各健康診査・検査終了後に一括して申請してください。

申請に必要な書類・注意事項につきましては裏面をご確認ください ⇒

申請に必要な書類

①申請書

様式はこども家庭センター（保健センター内）の窓口にて配布、または丸森町のホームページからダウンロードできます

②医療機関の領収書及び診療明細書の写し

受診者氏名、保険適外の費用であること、健康診査・検査年月日、領収金額、医療機関名が確認できるもの

③母子健康手帳の写し

申請する健康診査・検査の結果が記入されているページを確認します。（「妊娠中の経過」「出産後の母体の経過」「検査の記録」「2 か月児健診・8～9か月児健診の記録」）

④未使用の受診券（助成券）（母子健康手帳別冊）

- ・妊婦健康診査：妊婦記入欄を記入してください。
- ・産婦健康診査：産婦記入欄を記入してください。受診した医療機関に受診券（助成券）を提示し、実施医療機関記入欄に必ず記入を受けてください。
- ・乳児一般健康診査：保護者記入欄を記入してください。
- ・新生児聴覚検査：産婦記入欄を記入してください。

⑤振込を希望する口座の写し（通帳やキャッシュカード等）

申請者（妊婦または産婦）名義のもの。金融機関名・支店名・口座の種別・口座番号・口座名義が確認できるもの

助成上限額

下記の助成上限額と実際の自己負担額を比較して低い方の金額を助成します。助成対象となる健康診査・検査の内容は、受診券（助成券）に記載されている項目となります。

（１）妊婦健康診査

区分	助成上限額
初回	25,790円
2回目～10回目	各6,500円
11回目～14回目	各8,500円
多胎追加6回分	各6,500円

（２）産婦健康診査

区分	助成上限額
1回目（産後2週間頃）	5,000円
2回目（産後1か月頃）	5,000円

（３）乳児一般健康診査

区分	助成上限額
2か月児	5,700円
8～9か月児	5,700円

（４）新生児聴覚検査

区分	助成上限額
初回検査	8,500円
確認検査	8,500円



・・・このページに関するお問い合わせはこちら・・・

丸森町こども家庭センター「**WARASKO**」

TEL：0224-87-7521 FAX：0224-87-8758

Mail：warasko@town.marumori.miyagi.jp

